

## 委第2号議案

### ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及びふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月13日

提出者 議会運営委員会  
委員長 小林 憲 人

ふじみ野市議会  
議長 島田 和 泉 様

#### 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が施行され、議員の請負に関する規制が緩和されたことに鑑み、関係条文の整備を行うため、ふじみ野市議会議員倫理条例の一部を改正したいのでこの案を提出するものである。

ふじみ野市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会議員政治倫理条例（平成30年ふじみ野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「請負契約等」の次に「（各会計年度において当該企業が支払を受ける当該請負契約等の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額を超えない場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。